

新たな長崎幼稚園建設に係る基本方針

令和 8 年 3 月
長 崎 市

目 次

1	はじめに	1 ページ
2	新長崎幼稚園の概要	
(1)	役割・機能	2 ページ
(2)	開園時期	2 ページ
(3)	利用定員	2 ページ
(4)	設置場所	3 ページ
3	新長崎幼稚園建設事業	
(1)	本事業の基本的な考え方	
ア	事業目的	3 ページ
イ	基本方針	3 ページ
(2)	整備手法	4 ページ
(3)	本事業における条件等	
ア	敷地等概要	4 ページ
イ	現況写真	5 ページ
ウ	利用定員数	5 ページ
エ	施設の規模等	5 ページ
オ	施設計画	6 ページ
カ	構造・設備計画	9 ページ
キ	屋外配置計画	9 ページ
ク	外構整備	9 ページ
ケ	その他	9 ページ
4	参考資料	10 ページ

1 はじめに

認定こども園長崎幼稚園（以下「長崎幼稚園」という。）は、長崎市の中心部である魚の町に位置し、130年を超える歴史と伝統を誇り、平成29年4月に幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した市立の施設である。

園舎は、建設から既に59年が経過（昭和41年9月竣工）している鉄筋コンクリート造の2階建てで、老朽化が著しく、全面的な建て替えが必要である。

本園については、平成19年12月に本市で意思決定された「市立幼稚園・保育所の今後のあり方の基本方針」を踏まえ、現在の公共施設マネジメントにおいて「市中心部に認定こども園1箇所を市立施設として配置する」と位置付けられ、今後とも存続する方針となっている。

このような中、同じ「桜馬場・片淵・長崎」区域に位置する市立の中央保育所及び伊良林保育所については、平成19年の同基本方針及び現在の公共施設マネジメントにおいて、民間移譲を基本としていたものの、他機能との合築状態などで民間移譲が困難なことや建物の老朽化、同区域の少子化などの状況を踏まえ、令和6年4月に、「この2保育所は適正な定員規模において長崎幼稚園に集約の上、廃止する」との方針変更に係る意思決定を行った。

令和7年7月には、新たな長崎幼稚園について、設置場所や開園時期、担うべき役割等について意思決定を行ったことを踏まえ、同園の整備に係る基本方針をここに示すこととする。

【 市立の保育所等に関連する方針の経緯 】

- ◎ 平成19年12月 「市立幼稚園・保育所の今後のあり方の基本方針」決定

「民間に事業を委ねることが可能なものについては、民間活力を活用する」

※ ただし、中央・伊良林・大手・仁田・緑ヶ丘保育所は、施設的な課題・制約があり、直ちに移譲が困難なことから当面存続し、社会的状況により定員減・廃止を含めて検証する。

- ◎ 令和5年4月 「長崎市公共施設の適正配置基準」更新

「公的幼児教育・保育の確保の役割、教育・保育への行政による一定の関与を確保する観点から、市立の認定こども園を市内中心部に1か所配置」

- ◎ 令和6年4月 「市立の保育所等の今後のあり方」決定

「中央保育所及び伊良林保育所を民間移譲せず、適正な定員規模において認定こども園長崎幼稚園に集約の上、2保育所は廃止」

- ◎ 令和7年7月 「新たな長崎幼稚園の設置」概要決定

（内容は、下記2「新長崎幼稚園の概要」のとおり）

2 新長崎幼稚園の概要

長崎市公共施設マネジメントにおいて、「行政においては、「公的幼児教育・保育の確保」（セーフティネット機能）という役割を担う必要があることや、教育・保育への行政による一定の関与を確保する観点から、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ市立の認定こども園が必要です。配置については、全市的なエリアを対象として、交通の利便性を勘案し、市内中心部に1か所配置します。」とされていることを踏まえ、新長崎幼稚園は、全市の幼児教育・保育の基幹的役割を果たす施設とし、次のとおりとする。

(1) 役割・機能

ア 幼児教育・保育の提供体制の充実を図る

- ◎ 国の教育・保育要領等に基づいた標準的な幼児教育・保育の実践
- ◎ 延長保育や一時預かり保育などの提供
- ◎ 「こども誰でも通園制度」における受け入れ
- ◎ 子育て家庭からの相談等に対応する「子育て支援室」の常設

イ 幼児教育・保育におけるセーフティネット機能の充実を図る

- ◎ 障害児や医療的ケア児等の受け入れ
- ◎ 災害時や緊急時等における保育の提供

ウ 市全体の幼児教育・保育の質の向上（民間施設への指導的役割）に寄与する

- ◎ 幼児教育・保育の実践や研究に基づく指導・助言、情報提供等の充実
- ◎ 公開保育や研修の実施
- ◎ 民間施設への訪問支援や相談体制の確立
- ◎ 民間施設における子育て支援事業の充実への支援

(2) 開園時期

開園は「令和13年4月1日」を目指す。

ただし、財政面や整備手法などにおいて、より経済的な整備を実現できるスケジュールで進めることとし、それに伴う時期の変動も想定する。

〔理由〕現長崎幼稚園の「長崎市公共施設保全計画」における目標使用年数（65年）を踏まえると、令和13年8月末が建て替え時期となるため。

(3) 利用定員

利用定員は「121人」とする。

なお、今後こどもの減少が想定されることから、この定員内で新長崎幼稚園の役割・機能を果たすことを最優先としつつ、定員は状況に応じて調整する。

〔理由〕近年及び将来的な少子化傾向や市立3園の入所状況を踏まえたうえで、全市の基幹園としての役割・機能、また民間施設の経営圧迫を回避するなど、総合的に判断。

(4) 設置場所

現長崎幼稚園の敷地（長崎市魚の町1番16号）とする。

〔理由〕「市立の認定こども園を市内中心部に1か所配置」の方針を踏まえ、認定こども園の設置要件、敷地状況及び周辺環境等を総合的に判断

※ 現長崎幼稚園の敷地での建替工事が始まり、園舎が取り壊されることとなる時期からは、長崎幼稚園の入所児童を中央保育所へ集約し、同保育所園舎にて認定こども園長崎幼稚園として運営することを想定。

3 新長崎幼稚園建設事業

(1) 本事業の基本的な考え方

ア 事業目的

長崎幼稚園は、昭和41（1966）年に建設され、59年が経過しており、老朽化が進んでいるため、建て替えが必要な状況である。本事業は、中央保育所及び伊良林保育所を長崎幼稚園に集約するにあたり、現長崎幼稚園を解体した上で新長崎幼稚園（幼保連携型認定こども園）を同敷地に新築することを目的とする。

イ 基本方針

(ア) 安全で安心できる施設

- ・一人ひとりの個性を尊重し、多様なニーズ（障害児、医療的ケア児、他国籍児等）に対応するなど、すべての子どもが共に学び、育つことができる施設とする。
- ・園児の安全を見守るための視認性等への配慮や不審者対策、防犯監視システムの設置など、こどもが安全に過ごすことができる施設とする。
- ・こどもの健康に配慮し、採光、通風、換気などを十分確保することや、木の温もりを感じられるような空間を意識するなど、園内の快適性や保健衛生に配慮した施設づくりを行う。

(イ) こどもの成長を促す魅力的な施設

- ・こどもの発達段階にあわせた活動スペース（空間づくり）に配慮し、共に育ち、学び合いながら、ワクワクするような遊びなどを通して豊かな体験を積み重ねることができる施設とする。
- ・教育・保育のあり方の変化に柔軟に対応できる部屋の構成、構造計画とする。

(ウ) 地域の子育て家庭に開かれた施設

- ・全ての子育て家庭に対し、子育てについての必要な支援を行うことができる施設とする。

(エ) セーフティネット機能に配慮した施設

- ・障害児や医療的ケア児等の受け入れや園内活動のしやすさに配慮した施設とする。
- ・災害時や緊急時等において、他の施設で保育の提供が出来ない状態となった際などの児童の受け皿となる施設とする。

(オ) 全市の幼児教育・保育の質の向上に寄与する施設

- ・全市の幼児教育・保育の基幹的役割を果たすための研修等を行える施設とする。

(カ) 職員が働きやすい施設

- ・園児の活動状況を容易に把握でき、園内での移動がしやすく、さらに事務効率の向上への配慮などにより、職員が働きやすい施設とする。

(キ) 環境に配慮した施設

- ・「ZEB-Ready」以上の省エネ基準を達成する施設とする。
- ・近隣の住環境に配慮するため、日影及び騒音対策を考慮した園舎形状及び配置とする。

(2) 整備手法

本事業は、「長崎市PPP手法の優先的検討方針」に基づいて精査した結果、本市が施設の設計・施工・解体、建築等を個別で発注する方式（従来方式）により実施する。

(3) 本事業における条件等

ア 敷地等概要

所在地	長崎市魚の町1番16号	敷地面積	1,439.16 m ²
都市計画区域	市街化区域	用途地域	商業地域
建蔽率	80%	容積率	500%
防火指定	準防火地域	駐車場整備地区	長崎駐車場整備地区
景観計画区域	一般地区	土砂災害地域	指定なし
埋蔵物包蔵地指定	なし *但し、地下0.7m以上掘削を伴う土木工事は、事前に本発掘等の対応が必要	浸水想定区域	指定あり *浸水深：1m以下と0.5m以下の場所が混在
防火水槽	現園庭の南西側の隅に設置あり（容量40トン）		

イ 現況写真



ウ 利用定員数

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計
1号 (教育利用)			4 人	7 人	7 人	7 人	25 人
2・3号 (保育利用)	9 人	15 人	18 人	18 人	18 人	18 人	96 人
うち医療的ケア児	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	5 人
合 計	9 人	15 人	22 人	25 人	25 人	25 人	121 人

* 1号・2号：3歳以上児 3号：3歳未満児

エ 施設の規模等

規 模	延べ床面積：1,500㎡程度（3階建て以下） ＊必要な諸室面積を確保できる場合は、2階建ても可 ＊ピロティなど、壁が開放された部分は除く 園庭面積合計：670㎡程度（地上園庭は、550㎡程度確保）
耐火性能	耐火建築物
建物用途	市立の幼保連携型認定こども園 ＊ 位置付け：全市の幼児教育・保育施設の中心的・基幹的施設

オ 施設計画

(ア) 施設の構成 (必要な諸室等)

区 分	場 所	諸 室 等 名
園 舎	<p>1階 ~ 3階</p> <p>*2階での計画も可とする</p> <p>*下線は1階配置を基本とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>玄関</u> ・ <u>玄関 (多目的) ホール</u> ・ <u>職員室</u> ・ 保育室 (<u>0歳児室</u>、<u>1歳児室</u>、<u>2歳児室</u>、<u>3歳児室</u>、<u>4歳児室</u>、<u>5歳児室</u>) ・ <u>調乳室</u> ・ <u>沐浴室</u> ・ <u>医務室</u> ・ <u>面談室</u> ・ <u>調理室</u> ・ トイレ (児童用トイレ、職員用トイレ、多目的トイレ) ・ 機械室 ・ 室内倉庫 (掃除用具・保守点検用具・消耗品等) ・ 収納 (保育室内及び保育室併設型) ・ エレベーター ・ 配膳室 ・ 個別対応スペース ・ 職員用更衣室・休憩室 ・ 上階園庭 ・ 遊戯室 (専用倉庫を併設) ・ こども誰でも通園室 ・ 子育て支援室 ・ 洗濯室 ・ 会議室 ・ 上階屋外倉庫
	特記すべき設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床暖房設備 (0歳児室、1歳児室、2歳児室) ・ 各室空調設備
付属施設	屋 外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園庭 (手洗い場、足洗い場、砂場、築山、遊具等を含む) ・ 屋外避難階段 ・ 屋外倉庫 (園舎内でも可) ・ 駐車場

※ 基本・実施設計において、諸室等の数量等の検討を行うこととする。

(イ) 諸室等配置計画条件 (部屋ゾーニング)

区画名	仕様・用途等	床面積の目安
玄関、玄関(多目的) ホール	・早朝、延長保育時の受け入れ、雨天時等の0~2歳児保育スペース、ランチルーム、図書コーナー、保護者の憩いスペース等として活用する。	120㎡程度
職員室	・玄関からの来園者に容易に対応できる配置とする。 ・打ち合わせスペース、手洗い場、文書保管書庫、放送設備、警棒設備を設ける。 ・園庭が望め敷地内の出入りに対し安全確認ができる。	60㎡程度
・0歳児室 (乳児室) ・1歳児室 (ほふく室)	・室内に手洗いを設ける。(園児用・職員用) ・園児用個別ロッカー、収納(遊具、保育備品、午睡用具)を設ける。	0歳児室： 30㎡程度 1歳児室： 60㎡程度
保育室 (2歳児)	・室内に手洗い場を設ける。(園児用・職員用) ・収納(遊具、保育備品、午睡用具)を設ける。	60㎡程度
保育室 (3歳児、4歳児、 5歳児)	・室内に手洗い場を設ける。(園児用、職員用) ・園児個人用ロッカー、収納(遊具、保育備品)を設ける。	各室(60㎡+収 納併設型10㎡程 度)×3室
調乳室	・調乳用の設備を設ける。 ・乳児室及びほふく室に併設、又は室内に設ける。	4㎡程度
医務室	・園児が静養できるスペースや医療的ケア児用スペースに加え、医薬品、保健教材等を常備する棚を設ける。	6㎡程度
面談室	・プライバシーに配慮できるようにする。	6㎡程度
調理室 (調理員用のトイ レ、休憩室兼更衣室 の隣接設置を含む)	・効率的に作業できるよう検収室、食品庫、下処理室、洗浄室を配置する。 ・調理員3名での使用を想定。 ・ドライ方式(床が常に乾いた状態)とする。 ・食材納入業者が、園外から直接搬入できる配置とする。 ・園児が、調理室内を廊下から見ることが出来る配置とする。 ・給食運搬用のリフトを含む。(但し、設置は必須ではない)	60㎡程度
0、1歳児用 トイレ	・0、1歳児室に併設する。 ・年齢に応じた便器及び手洗い場を設ける。 ・オムツ交換台、汚物処理設備、汚物入れ置場を設ける。 ・沐浴の設備を設ける。	適宜
2歳以上児用 トイレ	・2歳児保育室に併設する。 ・年齢(2歳以上児)に応じて使用可能な便器及び手洗い場を設ける。 ・汚物処理設備及びシャワー設備を設ける。 ・地上園庭側からも使用できるようにする。	適宜
3歳児用トイレ	・年齢に応じて使用可能な便器及び手洗い場を設ける。 ・便器には、幼児用仕切り板及び扉を設ける。 ・汚物処理設備及びシャワー設備を設ける。	適宜
4、5歳児用 トイレ	・年齢に応じて使用可能な便器及び手洗い場を設ける。 ・便器には、幼児用仕切り板及び扉を設ける。	適宜

職員用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・大人用洋式便座を各階2室以上配置する。 ・保育中に使用できるよう配置を考慮する。 ・来客者の使用にも配慮する。 	適宜
多目的トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・オストメイトを設置する。 ・おむつ交換台を設置する。 ・来客者の使用にも配慮する。 	7㎡以上
機械室	<ul style="list-style-type: none"> ・保守用点検盤や電源盤等を格納する。 	2㎡程度
室内倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除用具、保守点検用具、消耗品を収納する。 	8㎡程度
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・11人乗り用を想定 ・給食運搬用リフトを設けない場合、給食運搬はエレベーターを使用する。 	適宜
配膳室	<ul style="list-style-type: none"> ・リフト又はエレベーターで上げた給食を一時保管する。 *保育室があるフロア（1階以外）に設置する。 	各4㎡程度
個別対応スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・発達の特性や個性を尊重して利用するための個別スペース。 	各歳児 適宜
職員用更衣室・ 休憩室	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣室は男女別に区分し、入口も別とする。 ・給湯設備、シャワー設備を設ける。 ・実習生等の使用も含む。 	50㎡程度
遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・音など、近隣に配慮した配置とする。 ・ステージを設置する。 	160㎡程度
遊戯室用倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・遊戯室で使用する遊具や備品等（以上児の午睡用具を含む）の保管用として、遊戯室に倉庫を併設する。 	25㎡程度
こども誰でも通園 室	<ul style="list-style-type: none"> ・0、1、2歳児対応の保育室 ・調乳室（1㎡程度）を含む 	42㎡程度
子育て支援室	<ul style="list-style-type: none"> ・地域への子育て支援 0～5歳児対応 ・おむつ交換台を設置する。 	42㎡程度
児童用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・こども誰でも通園室や子育て支援室を利用することも用とする。 ・おむつ交換台を設置する。 	適宜
洗濯室	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機・乾燥機を配置する。 ・雨天時に洗濯物を干せるスペースを内設する。 	適宜
会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・保育研修会、保育会議、保育相談受付、実習生研修室として使用可能なスペースを設ける。（職員の事務スペースを含むことも想定） ・スクール形式（テーブル有り）で、最大25人程度での使用を想定。 	50㎡程度
上階園庭	<ul style="list-style-type: none"> ・収納式遮光ネット、人工芝等の設置も可能とする。 ・夏季に、組立式プール（面積15㎡程度）を設置して利用するため、温水シャワー、目隠しカーテンを併せて設置する。 	120㎡以上
上階園庭倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具や保育備品（組立式プール等）を収納する。 ・園舎屋内に設け、上階園庭から出し入れできるようにする。 	12㎡程度

※ 1歳児～5歳児の保育室等、医療的ケア児の受け入れにも配慮する。

カ 構造・設備計画

新園舎は、主に園児や職員が利用するため、想定される地震に対して十分な耐震性を有し、安全性、耐久性を実現する構造とする。

電気、衛生、空調等の各設備は、環境に配慮し省エネルギー化を推進するとともに、地震等の大災害発生時には、安全性が確保できる計画とする。

なお、技術の進歩や施設の利用方法の変化、また、園舎の維持保全については簡易に保守点検・補修等ができるなど、経済性と快適性をあわせ持つような施設を目指す。

キ 屋外配置計画

(ア) 園庭

- ・ 園児の運動能力や感性を育むことができる園庭を設置する。
- ・ ジャンクルジム及び雲梯は、既存品の再設置を想定する。
- ・ 手洗い場、足洗い場、砂場、築山を設置する。
- ・ 1階の保育室から地上園庭に直接出入りが可能で、相互に活動が見えるように配慮する。
- ・ 園舎上階に園庭を設ける。
- ・ 地上及び園舎上階の園庭には、収納可能な遮光ネットを設置する。
- ・ 地上又は園舎上階の園庭のいずれかに、雨天時でも園児が活動可能な空間を設ける。
- ・ 地上又は園舎上階の園庭のいずれかに、観察菜園（12㎡程度）を設ける。
- ・ 上階園庭での組立式プール利用時の利便性確保のため、上階園庭に温水シャワーを設置するとともに、周囲からの目隠しを設置できるようにする。

(イ) 倉庫

- ・ 屋外備品(運動会等の行事用具、組立式プール、遊具備品、テント等)の保管用として適宜屋外倉庫を設ける。また、園舎からも園庭からも出入りできる土間倉庫を設ける。

(ウ) 駐車場

- ・ 障害児をはじめ、多様なこどもの受け入れに際しての送迎や食材搬入等のため、敷地内に3台程度の駐車区画（身体障害者用1台含む）を設置し、利用ルールを設け円滑な運用を図る。

ク 外構整備

- ・ 敷地内へは、日常の通行はもちろんのこと、災害時の避難においても、こどもたちが安全に安心して移動できるように配慮し、バリアフリーにも対応する。
- ・ こどもの安全・安心を確保するため、敷地内に、防犯性に配慮した門及びフェンスを設置する。
- ・ 四季の変化を楽しみ、五感を使って遊べるようにするため、実がなり、葉が色づく樹木を整備するなど緑化整備を行うとともに、遊びの中で生命の尊さなどを学べるよう、身近に植物や虫と触れ合うことができる環境とする。

ケ その他

- (ア) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び長崎市幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月15日条例第63号）の規定に基づき計画すること。

- (イ) 建築基準法、消防法、都市計画法等の関連法令を遵守すること。
- (ウ) 現在の園庭西側に設置されている消防用防火水槽の取り扱い
防火水槽は設置後相当の年数が経過しており老朽化が懸念されるため、当事業とは別途、令和 11 年度に、新たな防火水槽への入れ替えを予定している。

4 参考資料

基本設計、実施設計の作成にあたり、主に次の資料等を参考とする。

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領
- 長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 幼稚園施設整備指針（文部科学省）